

2020年4月7日

関係各位

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

新型コロナウイルス感染拡大による、日本政府・緊急事態宣言発令に伴う当財団の対応について

日本政府は本日、「新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発令いたしました。

当財団では、対象地域における新型コロナウイルス感染拡大の防止を第一に考え、下記対策を講じますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解の程お願い申し上げます。

記

【緊急事態宣言】

対象期間：2020年4月7日（水）～5月6日（水）※延長の可能性あり

対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

1. 業務対応について

(1) 対象拠点

- ①東京事業所及び同管内・代々木支所、恵比寿支所、及び東京検品センター（東京都）
- ②大阪事業所及び同管内・本町支所、難波支所（大阪府）
- ③西脇検査所（兵庫県）

【参考】当財団公式ウェブサイト「事業所案内」<https://nissenken.or.jp/outline/locations/>

- (2) 対象拠点では、試験・検査業務以外の職員、並びに公共交通機関を使用する職員は、原則としてテレワーク等といたします。
- (3) 期間中、対象拠点では、ご依頼の試験・検査に対して必要最小限の職員が出勤し、その業務を行うこととしますが、国内拠点ネットワークを駆使し、お客様の試験・検査ご依頼品に全力で当たらせていただきます。
- (4) なお、政府の新型コロナウイルス感染症への対処方針に則り、外出自粛および接触機会の低減を図るべく試験依頼品の受け渡しにつきまして宅配便の利用等をお願いする場合がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

2. 感染者発生時の対応策

- (1) 職員に対しては、従前より、各自感染しないよう就業時の予防行動、日常生活における予防行動を徹底してまいりました。
- (2) 万が一、感染者が発生した場合は、当該職員が勤務する拠点について保健当局のご指示に従い対応するとともに、当財団「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応行動基準」に則り、国内拠点のネットワークを駆使するなどし、ご依頼品の試験・検査にあたりますので、どうかご安心ください。

以上

※ご不明な点等ございましたら、お手数ではございますが、下記までご連絡ください。

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 管理本部 総務部

電話：03-3861-2341 Mail：nissenken@nissenken.or.jp